

ご存知
ですか?

経営力強化保証制度の活用

～認定経営革新等支援機関との連携による事業計画の策定～

(1)はじめに

平成21年12月に時限立法で施行された中小企業金融円滑化法は、平成23年3月に1回目の延長、平成24年3月に2回目の延長を経て、平成25年3月に終了しました。金融円滑化法の終了後、その影響による倒産件数の増加が懸念されていましたが、東京商工リサーチによると、平成25年8月の金融円滑化法に基づく貸付条件変更後の倒産は、今年最少の23件(前年同月比21%増、前年同月19件)となりました。

しかし、昨年からの時系列でみれば、平成24年10月以降11ヶ月連続で前年同月を上回っており、平成25年1月～8月の累計は312件(前年同期151件)と、高水準での推移となっています。また、今年の倒産件数の約3割が負債額1億円未満の企業であり、全体の6割が業績不振のため事業継続を断念して破産しているという厳しい状況が報告されています。

そこで今回は、倒産を防止し、資金調達・資金繰り改善支援の一助となる期待されている「経営力強化保証制度」について改めてご紹介します。

(2)経営力強化保証制度とは

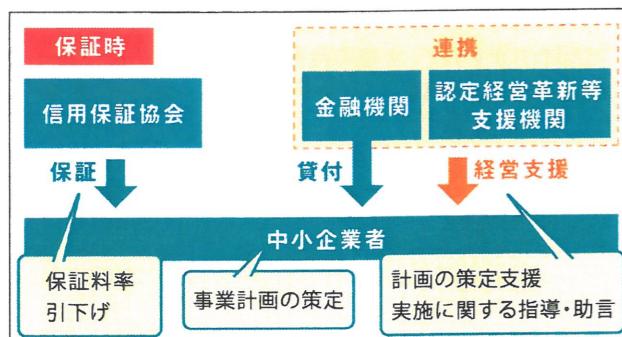
経営力強化保証制度とは、融資にあたり金融機関が認定経営革新等支援機関(※)と連携して、中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図ることを目的とする制度です。制度の主な内容は以下のとおりとなります。

▶対象中小企業者

当該保証制度の対象となる企業は、金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および金融機関への当該計画の進捗報告を行う中小企業者となります。

▶保証限度額

2億8,000万円(無担保保証は8,000万円)。

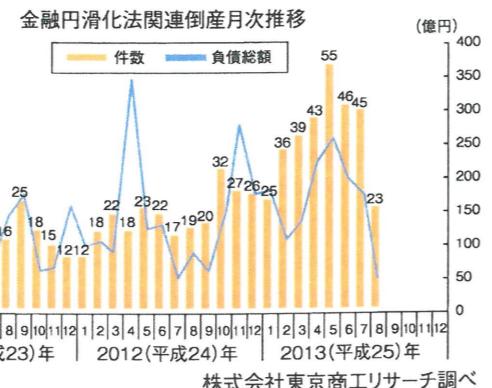


▶期中における取扱い

中小企業者は、四半期に一回、金融機関に対して、計画の実施状況を報告しなければなりません。また、金融機関は、年一回、信用保証協会に対して、中小企業者の実施状況と共に、金融機関と認定経営革新等支援機関の経営支援状況を報告することになります。金融機関は、中小企業者の実施状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて計画の修正指導・助言・追加的な経営支援を行います。

▶保証割合

- 責任共有保証(80%保証)
- 但し、100%保証の既保証を同額以内で借り換える場合は例外的に100%保証



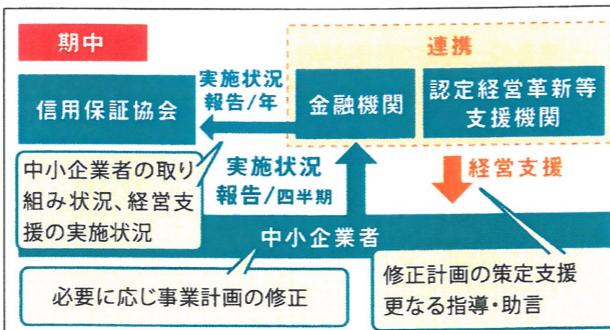
(※)認定経営革新等支援機関
中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第1項(平成24年8月30日施行)の規定に基づき主務大臣の認定を受けた税理士・金融機関等の専門家をいいます。弊社(税理士法人AKJパートナーズ)もその認定機関となっております。

▶保証期間

- ・運転資金の場合は5年以内、設備資金の場合は7年以内
- ・既保証を借換える場合は10年以内
- ・それぞれ据置期間は1年以内

▶信用保証料率

- ・一般保証における保証料率から概ね0.2%引下げ



(3)導入メリット

経営力強化保証制度の導入メリットは、下記のとおりです。

▶保証料率減免によるコスト削減

認定経営革新等支援機関の支援を受け、経営改善に取り組む場合、信用保証料が減免(概ね△0.2%)されます。

▶保証期間の延長による資金繰りの改善

本制度によって保証付きの既往借入金を借り換える場合は、10年以内(据置期間は1年以内)の返済とされます。

▶認定支援機関への費用負担について

中小企業・小規模事業者が認定支援機関に対して負担する、経営改善計画策定支援に要する計画策定費用及びフォローアップ費用の総額について、経営改善支援センターが、3分の2(上限200万円)を負担します。

(4)導入シミュレーション

既存の借入を下記のとおり仮定した場合の、経営力強化保証制度導入シミュレーションを紹介します。

金融機関名	借入残高(円)	利率(%)	返済残期間(月)	返済額(円/月)
ABC銀行/久留米本店	50,000,000	2	60	833,300
ABC銀行/福岡支店	10,000,000	2	24	416,600
EFG銀行/博多支店	20,000,000	2	36	555,500
HIJ銀行/福岡支店	30,000,000	2	50	600,000
合計	110,000,000	-	-	2,405,400

【既存借入の前提】

【導入効果】

○保証料率減免(0.2%)により、約120万円のコスト削減

Note

信用保証料=保証金額×分割返済回数別係数×保証期間×保証料率×1/12
通常保証料率:2%、保証期間:120ヶ月、係数:0.55と仮定。

制度活用後の保証料減免率を△0.2%と仮定。

	活用前(円)	活用後(円)	効果(前-後)
信用保証料	12,100,000	10,890,000	1,210,000

○借換えによる保証期間の延長により、月額約150万円の資金繰りの改善

Note

返済期間を最長10年と仮定(据置期間なし)で試算。

	活用前(円)	活用後(円)	効果(前-後)
借入返済額(月)	2,405,400	916,600	1,488,800

○支援機関への報酬の内、3分の2(200万と仮定)を経営改善支援センターが負担

	活用前(円)	活用後(円)	効果(前-後)
支援報酬	3,000,000	1,000,000	2,000,000

上記の設定では、認定経営革新等支援機関への報酬として100万円の負担が企業方へ発生していますが、保証料率の減免を考慮すると実質的負担額はほとんど発生しないと考えられます。また、借換えによる資金繰りの改善や、認定経営革新等支援機関からの事業計画策定及び継続的な経営支援による業績回復が期待できます。さらに、借換え後1年の据置期間や、債務者区分が「正常先」の融資先のケースでは借入利率の見直し効果も見込まれます。今回ご紹介した経営力強化保証制度は、外部の専門家を上手に利用して、財務面のみではなく経営の状態を改善するための国を挙げての強力なサポート制度であり、この機会にぜひご利用をご検討いただければと思います。



税理士法人AKJパートナーズ 福岡オフィス 税理士:脇屋
お問合せ先
福岡市博多区住吉1-2-25 キャナルシティビジネスセンタービル9F
TEL.092-283-3350 / FAX.092-283-3351 <http://www.akj-partners.com/fukuoka/>

AKJ Partners